群高専総人第５４号
令和８年１０月３０日

各関係機関の長　殿

群馬工業高等専門学校長
大　金　伸　光
（公印省略）

教員の公募について（依頼）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび本校では下記の要領で、新規採用教員を公募することになりましたので、貴機関関係者への周知方並びに適任者の推薦について、よろしくお願い申し上げます。

記

１．職名及び人員	准教授、講師または助教　１名 （任期の定めなし。ただし、博士の学位取得見込みの方の場合は、３年間の任期付採用。任期中に学位を取得した場合には任期を付さない教員となります。）
２．所属	電子情報工学科
３．専門分野	**電子工学・応用物理分野または関連する分野**
４．業務	
①担当科目	電子情報工学科における基礎科目（物理を含む）、実験実習（基本的なハードウェア･ソフトウェア関連）及び卒業研究指導並びに専攻科における実験･演習等
②その他の業務	学級担任業務、学校運営のための各種委員会への参画、部活動顧問、学生寮の日直等の業務等
５．採用予定年月日	**令和９年４月１日**
６．応募資格	次のいずれにも該当する方 ①博士の学位を有する方又は３年以内に博士の学位を取得見込みの方 ②教育・研究・学生指導及び各校務に熱意をもって当たれる方 ③科研費等、外部研究資金獲得に意欲のある方 ④地域の産官学との共同研究や出前授業など地域貢献に熱意のある方 ⑤民間企業等での実務経験がある方が望ましい ⑥外国籍の方の場合、日本語で講義ができ、学生や保護者と日本語でコミュニケーションがとれる方
７．公募締切日	**令和８年１２月１５日（火）１７：００　必着**
８．選考方法	第一次選考：書類選考 第二次選考：第一次選考合格者に対して日本語による模擬授業及び面接審査を実施します。（実施日時は、第一次選考合格者に直接連絡します。） ※面接実施に伴う旅費・宿泊費等の諸経費は応募者負担となります。 ※群馬工業高等専門学校は、男女共同参画を推進しており、業績（教績、研究業績、社会貢献、人物を含む）の評価において同等と認められる場合には、女性を優先的に採用します。

９．必要提出書類　１）履歴書
JREC-IN にて作成のこと。ただし、使用できない場合には様式から DL の上、使用してください（記載事項注意）。
https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekHelp#manual-%E5%B1%A5%E6%AD%B4%E6%9B%B8%E3%83%BB%E6%A5%AD%E7%B8%BE%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%83%88%E6%A7%98%E5%BC%8F
２）教育・研究業績調書（著書・学術論文・口頭発表・その他を項目別に記し、学術論文には査読の有無を示すこと。）
３）主要論文の別刷（３編以内：コピー可）
４）これまでの研究概要（A4 用紙　1,000 字程度）1 部
５）着任後の教育・研究に関する抱負（A4 用紙　2,000 字程度）1 部
６）推薦書　１通（様式任意）
７）（提出書類記載内容に相違のないこと等の）　誓約書（様式）１部

10．書類提出先　**〒371-8530**
群馬県前橋市鳥羽町５８０
群馬工業高等専門学校 総務課 人事係
ＴＥＬ　０２７－２５４－９０１０（直通）
E-mail　jinji■■gunma-ct.ac.jp
※■■をアットマークに置き換えてください。
ホームページ　http://www.gunma-ct.ac.jp/
（応募書類は封筒に「電子情報工学科　教員応募書類」と朱書の上、簡易書留郵送してください。応募書類に記載された個人情報は、本公募の選考及び採用手続以外の目的には使用しません。また、応募書類は本校の規程に基づき適切に管理し、返却いたしません。）

11．問い合わせ先　電子情報工学科長　大墳　聡
ＴＥＬ　０２７－２５４－９０００（代表）
E-mail　ohtsuka■■gunma-ct.ac.jp
・高専は業務内容において大学と異なる点がありますので、十分ご理解の上ご応募ください。なお、本校の業務内容については、本校ホームページをご参照願います。

12．備　　考　**・本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。**
・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、こども性暴力防止法第２条第７項及び第８項を参照してください。